

令和 7 年度浜松市一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号、以下「法」という。）第 6 条及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号、以下「省令」という。）第 1 条の 3 に基づき、令和 7 年度浜松市一般廃棄物処理実施計画を定める。

第 1 総則

1 目的

本計画は、令和 7 年度における本市の一般廃棄物等の処理に関して、市民・事業者・市が協働した循環型都市の形成に向けた取組み、収集運搬、中間処理や最終処分等に係る計画を定め、一般廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理の推進により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を確保するために定めるものである。

また、本市は平成 30 年に国の「SDGs 未来都市」に選定されている。SDGs の目標達成に向けて取組みを進める中で、ごみに関する問題は市民にとって最も身近な環境問題であるため、廃棄物の減量や資源化を推進していくものである。

《廃棄物処理に係る主な SDGs》

主体的に取り組む 目標				
	持続可能な生産消費形態を確保する			
関連する目標				
	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	

2 処理区域

浜松市全域

3 計画期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

第2 ごみ処理実施計画

1 ごみ排出量（令和6年実績を基とした推計値）

計画人口（人） ※推計人口	770,377
ごみ・資源物排出量（t）	214,620
家庭系一般廃棄物	139,448
事業系一般廃棄物	68,202
資源物集団回収	4,478
拠点回収	2,492

2 一般廃棄物処理基本計画における目標値

ごみ総排出量（t）	202,543
資源化率（%）	29.0
最終処分量（t）	12,153

3 実施施策

市民・事業者・市の連携により資源を有効に活用する循環型都市を目指すために、基本計画における基本方針に基づき、以下の取組みを実施する。

基本方針1「ごみの減量・資源化と適正処理の推進」

(1) 家庭系ごみの減量の推進

家庭系ごみの減量を推進するための新たな取組みを検討・実施します。

GO！みんなで404チャレンジとして、啓発イベント開催のほか、WEB、SNS媒体などを活用した周知・啓発や、民間事業者と連携した店頭イベントなどへの参加などにより、ごみ減量目標値を市民と共有し、さらなるごみ減量・資源循環を推進する取組みを進める。

ごみ減量施策の一つとして家庭ごみ有料化の導入について検討していきます。

家庭ごみ有料化の実施時期については、ごみ減量目標の達成状況や定着状況に加え、社会経済情勢を見ながら総合的に判断し決定する。

食品ロスを減らすための啓発や対策の充実を検討・実施します。

従前の食品ロス削減協力店及び脱プラスチック推進事業者制度、浜松市3R推進優良事業者制度などを統合し、サーキュラーエコノミーに関する取組みを行う企業・団体等を登録し、官民連携の強化を図るプラットフォームを創設する。

生ごみの減量を推進するため、現在の取組みに加え、市民がライフスタイルに合わせた生ごみの減量を可能とする、効果的な施策を検討実施します。

生ごみの減量の推進のため、コンポスト及び密封発酵容器を無料で配布する。
家庭用生ごみ処理機を購入した世帯に対して補助金を交付し、家庭用生ごみ処理機の普及促進を図る。

リユースの取組みを促進させるため、市民のリユースに繋がる取組みを支援します。

リユースサイトを運営する事業者と連携し、市のHP等で啓発することで不用品のリユースを促す。

(2) 家庭系ごみ資源化の推進

	リサイクルを推進するため、新たな資源化品目の調査・検討を行います。 他都市や企業の情報を収集し、今後の動向を注視するとともに、民間事業者と連携して、新たな資源循環施策を立案する。 紙類の分別徹底を促進するため、雑がみの分別啓発と効率的な回収方法の検討を行います。 GO！みんなで404チャレンジのほか、雑がみ分別袋の配布等により、ごみの減量と資源化を推進する。 市民の資源化の取組みを支援するために、行政の資源物回収拠点の整備や拡充を検討します。また、民間の資源物回収拠点情報についても収集し、市民に向けて広く発信します。 地域で古紙・古着等の資源物集団回収を実施している団体（子ども会、自治会等）に対し、回収実績に応じた協力金を交付することにより、リサイクルの推進を図る。清掃事業所・センター、区役所、協働センター等に古紙、古着、羽毛ふとん、使用済み小型家電、草木類、木製家具、廃食用油、インクカートリッジ等の回収拠点を設置する。 民間の資源物拠点回収情報を調査し、行政や民間で実施している資源物拠点回収の場所や品目などを情報発信する。 生ごみの減量をより進めるため、事業系生ごみのバイオマス事業が安定的に事業運営できた後には、家庭系生ごみの分別収集・バイオマス事業の検討を行います。 事業系生ごみバイオマス事業の進捗状況を注視しつつ、家庭系生ごみ分別収集・バイオマス事業の先行事例を調査研究する。 プラスチック資源の循環を推進するため、プラスチック資源の分別収集に係る制度内容について、情報収集と本市においての実施を検討します。 プラスチック資源の分別収集について情報収集を行うとともに、本市に適した実施方法を検討する。 (3) 事業系ごみの減量・資源化の推進 ごみの減量・資源化を推進するため、事業者への指導体制を強化します。 ＜事業系一般廃棄物の適正処理の周知＞ 排出事業者に対し、事業系一般廃棄物の分別区分や排出方法について、チラシ等により周知啓発することで、事業系一般廃棄物の適正処理を徹底するとともに、ごみの減量を見込む。 ＜事業系一般廃棄物の適正処理の指導＞ 事業系一般廃棄物の適正処理を促すため、事業系一般廃棄物が集積所に排出された場合、清掃事業所等と共に、排出された廃棄物の内容等を確認し、排出事業者に対する指導を実施する。 ＜大規模建築物所有事業者に対する指導＞ 大規模建築物所有事業者に対して、減量・資源化・適正処理計画書（以下「減量等計画書」）の提出を呼びかけるとともに、減量等計画書に基づく立入検査、指導を行う。 ＜清掃工場等における搬入検査の実施＞ 事業系一般廃棄物の適正処理を確認するため、清掃工場等での搬入検査を実施する。また、一般廃棄物収集運搬業者を対象とした講習会を行うなど、啓発を通じた分別の徹底や資源化への誘導を図る。
--	--

	＜再生利用可能な事業系古紙の搬入規制＞ 再生利用可能な事業系古紙の清掃工場への搬入を規制するため、排出事業者及び一般廃棄物収集運搬業者に対し、事業系古紙の再資源化の徹底の周知啓発を図る。
	事業系生ごみバイオマス事業の推進 事業計画及び関係法令の許認可手続きの進捗について注視するとともに、創業後の資源化誘導策について事業者及び関係部署と検討を進める。
	その他
	＜使用済紙おむつリサイクルの推進＞ 令和 6 年度に実施した使用済紙おむつ資源循環実証事業の結果を踏まえ、官民連携や、自治体間連携による協議を行い、実装に向けた検討を行う。
	＜事業者と連携した資源循環などの推進＞ 民間主体となる資源循環や新しい処理技術の振興を促すため、民間事業者の新規事業にあっては、法令上の相談・指導や、必要な支援などを行う。
	(4) ごみの適正処理の推進
	分別排出を指導・徹底するため、指導体制を検討し充実を図ります。
	＜環境美化推進員の研修の充実＞ 環境美化推進員の研修について、アンケートを実施し、効果的な研修方法について検討するとともに、実施方法について見直しを行う。
	＜ごみ・資源物分別・排出ルールの周知徹底＞ ごみの分別・排出ルートを周知するため、分別収集カレンダー、冊子「ごみ・資源物の出し方便利帳」、リーフレット「ごみ・資源物の正しい出し方」を配布する。
	自治会による集積所の管理が充実するよう、自治会への支援を行います。
	＜地域環境美化活動推進協力金の交付＞ 自治会が実施する地域環境美化活動に対して協力金を交付する。
	＜ごみ集積所管理物品の配布＞ ごみの散乱防止や資源物回収用コンテナ設置負担軽減のため、飛散防止用ネットやペットボトル・かん用ネットを配布する。また、ごみ集積所当番用の冊子「ごみ集積所管理日誌」を配布する。

ごみの不法投棄等を防止するための対策を強化します。

＜不法投棄パトロール及び啓発活動の実施＞

不法投棄パトロールによる実態把握と監視カメラの効率的運用を継続実施する。また、啓発活動実施と LINE 通報システム活用を通して市民協働による不法投棄防止に対する意識醸成を図る。

＜集積所への不当排出パトロールの実施＞

職員による集積所への不当排出防止パトロールを実施する。

＜不法投棄防止看板の配布＞

土地所有者が管理する土地への不法投棄を防止するため、土地所有者に対して不法投棄防止看板を配布する。

基本方針 2「市民・事業者・市の協働による取組みの推進」

(1) 人材育成及び環境教育の推進

ごみの減量・資源化に資する人材を育成し、様々な啓発活動や出前講座を実施することで、環境教育を充実します。

＜環境教育の実施＞

小学生に夏休みの課題として「食事の食べきり」・「雑がみ・プラごみ集め」等に取り組んでもらうこどもモッタイナイ大作戦を実施し、小学生のごみ減量に関する理解を促進する。

小学 4 年生を対象に社会科副読本を作成し、ごみの現状や 3R の重要性を学ぶことで持続可能な社会の担い手を育成する。

＜移動環境教室の実施＞

環境学習指導者を保育園、幼稚園、小・中学校に派遣し、ごみ減量やリサイクル、海洋ごみ問題等をテーマに講座を開催する。

＜出前講座の実施＞

職員が講師となり、ごみ処理の現状やごみ減量等をテーマに、学校や市民、団体等に対して出前講座等を実施する。

年代や性別などを超え、幅広く市民にごみ減量・資源化について啓発するため、説明会やチラシ配布等の現在の手法に加え、SNS 等活用した情報発信等の強化を検討・実施します。

（再掲）GO！みんなで 404 チャレンジとして、啓発イベント開催のほか、WEB、SNS 媒体などを活用した周知・啓発や、民間事業者と連携した店頭イベントなどへの参加などにより、ごみ減量目標値を市民と共有し、さらなるごみ減量・資源循環を推進する取組みを進める。

(2) 市民との協働の推進

若年層のごみ減量の取組みを促進させるため、大学生との協働事業等を検討・実施します。

（再掲）GO！みんなで 404 チャレンジとして、啓発イベント開催のほか、WEB、SNS 媒体などを活用した周知・啓発や、民間事業者と連携した店頭イベントなどへの参加などにより、ごみ減量目標値を市民と共有し、さらなるごみ減量・資源循環を推進する取組みを進める。

地域環境美化活動をより充実させるため、環境美化推進員への支援を強化します。

ごみ分別、ごみ減量等に係る地域のリーダーとなる環境美化推進員を育成・強化するため、行政区ごとの説明会の開催や研修を実施する。

(3) 事業者との協働の推進

事業者との取組みを強化するため、食品ロス対策・脱プラスチック推進をはじめとした連携強化や情報共有の場を充実させます。

（再掲）従前の食品ロス削減協力店及び脱プラスチック推進事業者制度、浜松市 3R 推進優良事業者制度などを統合し、サーキュラーエコノミーに関する取組みを行う企業・団体等を登録し、官民連携の強化を図るプラットフォームを創設する。

基本方針 3「ごみ処理と資源化の体制整備の推進」

(1) 安定的な体制整備の推進

持続可能なごみ処理体制を維持するため、計画的に清掃工場を整備し、安定的に稼働させます。

令和 11 年度供用開始を目指し、西部清掃工場を更新するため、事業者の選定を実施する。

(再掲) 市民の資源化の取組みを支援するために、行政の資源物回収拠点の整備や拡充を検討します。また、民間の資源物回収拠点情報についても収集し、市民に向けて広く発信します。

(再掲) 地域で古紙・古着等の資源物集団回収を実施している団体（子ども会、自治会等）に対し、回収実績に応じた協力金を交付することにより、リサイクルの推進を図る。

(再掲) 清掃事業所・センター、区役所、協働センター等に古紙、古着、羽毛ふとん、使用済み小型家電、草木類、木製家具、廃食用油、インクカートリッジ等の回収拠点を設置し、資源物のリサイクル推進を図る。

(再掲) 民間の資源物拠点回収情報を調査し、行政や民間で実施している資源物拠点回収の場所や品目などを情報発信する。

ごみ処理施設の安定稼働のため、リチウムイオン電池などの処理体制について研究します。

リチウムイオン電池などの処理に関し、施設の稼働状況や収集の状況を踏まえ本市にあった体制を研究する。

地域の公衆衛生向上のため、安定的な収集体制を維持・構築します。

ごみ集積所に排出されたごみ・資源物を確実に収集し、処理施設等へ安全かつ適正に運搬する。

(2) 効率的な体制整備の推進

最終処分場について、効率的な利活用を行うとともに、将来的なあり方を整理します

令和 11 年度供用開始を目指し更新する西部清掃工場において、副生成物の全量資源化に向け、事業者の選定を実施する。

令和 6 年度から清掃工場が市内南北に 2 拠点となるため、搬入地区割を見直すなど効率的な体制を構築します。

令和 6 年度以降も効率的なごみ収集運搬体制となるよう、適宜必要な見直しを行う。

(3) 災害時の体制整備の推進

災害時の初動体制や、ごみ処理体制を万全なものとするため、社会状況の変化に即して、適宜、災害廃棄物処理計画やマニュアルの見直しを行うとともに、訓練の実施や職員の研修体制の充実を図ります。

廃棄物処理部応急対応マニュアルの見直しを適宜行う。

廃棄物処理部各班の業務に関連した研修を検討・実施する。

静岡県産業廃棄物協会との意見交換を行うとともに、有事の際に迅速に災害廃棄物処理を行えるように仮置場候補地での実地研修を検討する。

4 収集運搬計画

(1) 家庭系一般廃棄物

市が収集する家庭系一般廃棄物の分別区分は 10 品目とし、市民は排出に当たって分別区分の遵守及び指定袋による排出の徹底により、一層の適正処理に努める。

市は、地元自治会等や地域住民が設置する、事前協議を経て収集に支障がないと認めたごみ集積所のごみを収集する。

ごみ集積所は周辺の生活環境の保全の観点から清潔に保持するため、地元自治会等や地域住民が設置場所を決め、その維持管理を行う。ごみ集積所の新たな設置、場所の変更及び廃止に当たっては、当該自治会等が市に収集等を申請し、市が収集の可否を決定する。

市民は、家庭系一般廃棄物を各家庭で適切に分別した後、指定のごみ集積所へ収集日の午前 8 時 30 分までに排出するか、排出者自らが市の処理施設に搬入する。

排出者自らが搬入できる施設は下記のとおりである。

< 自己搬入可能施設 >

市施設	所在地
平和最終処分場	中央区平松町 77
南部清掃センター※ 1	中央区堤町 1011
天竜清掃工場※ 2	天竜区青谷 1461
浜北清掃センター	浜名区永島 954
水窪・佐久間クリーンセンター	天竜区水窪町奥領家 2258
西部清掃工場※ 3	中央区篠原町 26098-1

※ 1 もえるごみ以外

※ 2 天竜ごみ処理工場の廃止に伴う経過措置として、春野支所駐車場においても自己搬入を受け付ける。

※ 3 もえるごみのみ

<種類及び排出方法等>

	種類	収集運搬主体	排出方法	計画面量(t)
1	もえるごみ	・市 ・委託業者 ・排出者	市及び委託業者による収集は指定袋に入れてごみ集積所へ排出する。	119,922
2	もえないごみ			4,255
3	プラスチック製容器包装			5,900
4	びん（無色）		市及び委託業者による収集はごみ集積所のコンテナ又はネット（びん、特定品目はコンテナのみ）へ入れる。	3,163
5	びん（茶色）			
6	びん（その他）			
7	かん			696
8	ペットボトル			1,462
9	特定品目			419
10	連絡ごみ	・市 ・排出者	連絡ごみ受付センターへ連絡し、その指示に従う。	3,508
合計（合計値は全体量を四捨五入しているため内訳の合計と合わない場合がある）				139,325

- ・排出方法については、本計画に定めるもののほか、「分別収集カレンダー」及び「ごみ・資源物の出し方便利帳」に定める。なお、排出者自らが市の処理施設に搬入する場合、事前に市の処理施設等へ連絡するものとし、搬入できるごみの種類、排出方法、搬入日・搬入時間等については、受入施設の係員の指示に従うものとする。
- ・「特定品目」とは、蛍光管、電池類、水銀体温計・血圧計、ライター、スプレー缶及び卓上ガスボンベ、加熱式たばこ及び電子たばこである。
- ・「もえるごみ」「もえないごみ」「プラスチック製容器包装」の収集日には、1世帯で各品目合わせて3袋又は3束（剪定枝等）までごみ集積所に排出することができる。
- ・土のう袋1袋までごとの単位で手数料額を設定している連絡ごみの品目については、内容量が30リットル未満のものを、土のう袋などを用いて内容物が飛散、流出しないように排出するものとする。

(2) 事業系一般廃棄物

事業者は、次頁の表を参考に事業系一般廃棄物を分別することで可能な限り再生利用を図る。事業系一般廃棄物を排出する際は、中身が確認できる45リットル以内の透明・半透明の袋を使用して行う。処理方法は次のとおりとする。

- ア 自らの一般廃棄物処理施設等を用いて処理する。
- イ 排出者自らが市の処理施設へ搬入する。
- ウ 法第7条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業者（以下、「許可業者」という。）に収集運搬を委託する。
- エ 再生利用可能なものは、省令第2条第2号又は第2条の3第2号の規定に基づき指定した一般廃棄物再生利用指定業者（以下、「指定業者」という。）に処理を委託する。

＜許可業者が収集運搬する場合の事業系一般廃棄物の分別区分＞

1	古紙 (OA用紙、新聞・チラシ、雑誌、段ボール、雑がみ、機密書類・シュレッダー紙)
2	魚アラ
3	草木類・木くず(剪定枝葉、刈草、木製家具等)
4	古布(天然繊維のウエス、軍手、制服、作業服)
5	もえるごみ
6	もえないごみ(破碎適物)
7	もえないごみ(破碎不適物)
8	びん(飲食用びん)
9	かん(飲食用かん)
10	ペットボトル(飲食用ペットボトル)

- ・排出する事業所の業種等により産業廃棄物に該当する場合がある。
- ・もえるごみには再生利用できない古紙、生ごみ、草木類、木くず、古布を含む。
- ・びん、かん、ペットボトルについては、キャップ、ラベルを除去し、中をすすいだものに
限ることとし、それ以外は産業廃棄物として処理すること。

＜許可業者が収集運搬する場合の事業系一般廃棄物の種類及び排出方法等＞

	種類	収集回数	排出方法	搬入先	計画量（t）
1	もえるごみ	排出者と許可業者の間の契約による。	透明又は半透明の 45ℓ 以下の袋に入れて排出する。 その他、搬入先の指示による。	西部清掃工場 天竜清掃工場	62,629
2	もえないごみ			天竜清掃工場 （破碎適物）	56
				平和最終処分場 （破碎不適物）	
3	粗大ごみ		搬入先の指示による。	天竜清掃工場	1,310
4	びん			天竜清掃工場	487
5	かん			民間事業者	1,158
6	ペットボトル			民間事業者	77
7	魚アラ			民間事業者	2,563
8	事業系資源物			民間事業者	－
合計（合計値は全体量を四捨五入しているため内訳の合計と合わない場合がある）					68,280

- ・種類及び計画量には、家庭系一般廃棄物を許可業者及び指定業者が収集運搬する場合を含む。
- ・「事業系資源物」とは、事業活動に伴って排出された再生利用が可能な古紙、草木類・木くず、古布である。
- ・「民間事業者」とは、指定業者その他法第7条第6項ただし書きに定める者をいう。
- ・排出者自らが市の指定する処理施設(※1)に搬入する場合、排出方法、搬入日・時間等は受入施設の係員の指示に従うものとする。
- ・許可業者及び指定業者は、上2表に基づき一般廃棄物(家庭系一般廃棄物のうち、もえ

るごみ、もえないごみについては指定袋に入れて排出されたものに限る。)を分別して収集し、搬入先まで運搬する。

※1 市の指定する処理施設

施設	受入品目
西部清掃工場	もえるごみ
天竜清掃工場	もえるごみ、びん、粗大ごみ、ペットボトル
水窪・佐久間クリーンセンター	もえるごみ、びん、粗大ごみ、ペットボトル

<その他>

次の場合は下表の市施設に搬入することができる。

- ・清掃奉仕活動により収集した一般廃棄物を自ら搬入する場合
- ・地域住民が自主的に管理運営している施設において生じた一般廃棄物又は地域住民が主催する営利を目的としない行事により生じた一般廃棄物を自ら搬入する場合

市施設	所在地
平和最終処分場	中央区平松町 77
南部清掃センター	中央区堤町 1011
天竜清掃工場	天竜区青谷 1461
浜北清掃センター	浜名区永島 954
水窪・佐久間クリーンセンター	天竜区水窪町奥領家 2258
西部清掃工場	中央区篠原町 26098-1

- ・搬入する一般廃棄物の種類、量、排出方法、搬入日、搬入時間等は受入施設の係員の指示に従うものとする。

5 中間処理計画

(1) 溶融処理

施設名	所在地	処理方式	処理能力(t/日)	種類	計画量(t)
天 竜 清 掃 工場	天竜区 青谷 1461	全連続運 転式ガス 化溶融炉	399	もえるごみ	83,451
				破砕可燃物	
				連絡ごみ	
				特定品目可燃残渣	
				下水汚泥	
西 部 清 掃 工場	中央区 篠原町 26098-1	全連続運 転式ガス 化溶融炉	494.7	もえるごみ	107,527
				下水汚泥	
				下水道し渣	
				衛生工場し渣	
				衛生工場脱水汚泥	
				焼却灰	
合計（合計値は全体量を四捨五入しているため内訳の合計と合わない場合がある）					190,978

- ・上記種類は主要なもののみを記載しており、計画量は処理量全量である。

(2) 破碎処理

施設名	所在地	処理方式	処理能力 (t/5h)	種類	計画量 (t)
天竜清掃工場	天竜区 青谷 1461	回転式破碎・切断式破碎	38	もえないごみ	8,389
				連絡ごみ	

(3) 資源化中間処理

施設名	所在地	処理方式	処理能力 (t/5h)	種類	計画量 (t)
天竜清掃工場	天竜区 青谷 1461	破袋・選別・圧縮減容	26	プラスチック製容器包装	5,941
		簡易破碎保管	—	特定品目	410
民間施設	—	—	—	ペットボトル	1,537
合計（合計値は全体量を四捨五入しているため内訳の合計と合わない場合がある）					7,888

6 資源化計画

処理区分	種類	計画量(t)
焼却・溶融処理	スラグ	12,529
	金属類	1,945
	精製塩	514
破碎処理	磁性鉄	1,168
	アルミ	186
	鉄くず等	244
資源化中間処理	プラスチック製容器包装	4,592
	ペットボトル	1,668
	特定品目	250
直接資源化	びん	3,708
	かん	1,855
	魚アラ	2,563
資源物集団回収	—	4,478
拠点回収	—	2,492
合計（合計値は全体量を四捨五入しているため内訳の合計と合わない場合がある）		38,192

・「鉄くず等」は破碎処理が不要な自転車、スプリング等である。

7 最終処分計画

施設名	所在地	型式	種類	計画量(t)
平和最終処分場 （第2期）	中央区平松町 77	管理型	溶融飛灰処理物	4,020
			道路側溝汚泥	
			下水道沈砂	
			下水道し渣	
			破碎不適物	
			その他	
浜北環境センター	浜名区灰木 172	管理型	溶融飛灰処理物	4,600
			道路側溝汚泥	
			破碎不適物	
			その他	
引佐最終処分場	浜名区引佐町 三岳 610-3	管理型	破碎不燃物	0
			破碎不適物	
			その他	
舞阪吹上第2廃棄物最終処分場	中央区舞阪町 舞阪 2621-26	安定型	破碎不適物	10
合計（合計値は全体量を四捨五入しているため内訳の合計と合わない場合がある）				8,630

- ・「破碎不適物」とは、火災不燃物、コンクリートがら、ブロック類等の破碎処理に適さないため直接最終処分場に埋立てを行う廃棄物である。
- ・「その他」には、衛生工場し渣灰及び沈砂、市処理施設から発生する汚泥を含む。

8 適正処理等

(1) 特別管理一般廃棄物

家庭及び事業所で発生する特別管理一般廃棄物等（感染性一般廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を含む。）は、国が定めるガイドライン等に従うほか、排出者が次の方法により処理する。

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 4 条の 2 で規定する特別管理一般廃棄物処理基準を遵守した自己処理をする。

イ 特別管理産業廃棄物処理業の許可業者に処理を委託する。

ウ 家庭から排出される感染性一般廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物については、医療機関等を通して処理する。

(2) 医療系一般廃棄物

病院等において生じる医療系一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。）は、排出者自ら又は許可業者へ収集運搬を委託することにより、市の処理施設へ搬入する。

また、在宅医療に伴う医療系一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。）のうち、注射針等の鋭利なもの及び医師の指示により感染性があると判断されたものは、医療機関が感染性廃棄物として処理し、非鋭利なものは、家庭系一般廃棄物のもえるごみと同様の方法で排出することができる。

家庭系一般廃棄物のもえるごみに排出することができるもの	
品目	・ バッグ類（栄養剤バッグ、CAPD バッグ等） ・ チューブ類（吸引チューブ、CAPD チューブ等） ・ カテーテル類（導尿カテーテル等） ・ 注射筒（ペン型自己注射カートリッジ等）※針以外の部分 ・ 注入器（栄養剤注入器等）※針以外の部分 ・ ガーゼ類、脱脂綿類、紙おむつ類

(3) 処理困難物

次に掲げる品目等は、市の処理施設では処理が困難で受け入れができないため、専門業者、販売店等に引き取りを依頼する。

区分	品目等
有毒性物質を含むもの	バッテリー、農薬・殺虫剤等の薬品類、水銀使用製品（蛍光管、体温計及び血圧計を除く）等
危険性のあるもの	揮発油（ガソリン、ベンジン、シンナー等）、塗料、プロパンガスボンベ、廃油類、消火器、在宅医療器具（注射針等）等
処理に著しく支障を及ぼす又は及ぼすおそれがあるもの（容積、重量又は長さが著しく大きいもの、堅牢なもの）	FRP 製品、ピアノ、耐火金庫、自動二輪車、自動車及び自動二輪車用タイヤ、自動車部品、太陽光発電パネル（最も長い辺、直径等がおおむね 60cm 以上のもの）等
特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）に基づくもの	ブラウン管式テレビ、薄型テレビ（液晶・有機 EL、プラズマ式）、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、エアコン、エアコン室外機、電気洗濯機、衣類乾燥機

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）における指定再資源化製品	デスクトップパソコン本体、ノートパソコン、ブラウン管型ディスプレイ、液晶ディスプレイ等、充電式電池（市が使用済小型家電として回収するものを除く）
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）における第一種特定製品	除湿機、ウィンドファン、冷風機、ショーケース、保冷庫、冷凍ストッカー等
その他市が行う処理に著しい支障を及ぼすと認められる物	

(4) 古紙類の受入基準

浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する規則第 7 条第 3 号に基づき、再生利用可能な古紙類を市の一般廃棄物処理施設に搬入しないこと。

再生利用可能な古紙類	
品 目	・ O A 用紙（コピー用紙等） ・ 新聞・チラシ ・ 雑誌（本、カタログ等） ・ 段ボール ・ 雑がみ（紙箱、紙袋、ノート、カレンダー、包装紙、紙管等） ・ 機密書類・シュレッダー紙

(5) 火災により発生した残材

居住用の住宅から火災により発生した残材に限り、浜松市火災による家庭系廃棄物の手数料減免及び搬入に関する要綱（令和 6 年 4 月 1 日改正）に基づき処理する。

(6) 路上死亡動物

市内の道路上に放置等された動物の死体を公衆衛生の維持及び動物愛護の精神に基づき回収等を行う。

(7) 道路側溝汚泥

市民が地域の美化活動により排出した道路側溝汚泥は、市が次のとおり処理する。

処理対象物	搬入先	計画量(t)
道路側溝汚泥	平和最終処分場	972
	浜北環境センター	110
合計（合計値は全体量を四捨五入しているため内訳の合計と合わない場合がある）		1,082

(8) 市が処理する産業廃棄物

排出者	排出場所	処理対象物	搬入先	計画量(t)
浜松市水道事業及び下水道事業管理者	中部浄化センター	下水汚泥	西部清掃工場	5,740
	井伊谷浄化センター			
	細江浄化センター			
	三ヶ日浄化センター			
	浦川浄化センター		天竜清掃工場	220
	城西浄化センター			
	気田浄化センター			

(9) 市外で発生した一般廃棄物

市外で発生した一般廃棄物を市内に所在する一般廃棄物処理施設へ搬入及び処分（再生）しようとする市町村があった場合、浜松市外の一般廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する事務取扱要綱により事前協議を行い、法第6条第3項に基づき計画の調和を確保する。

湖西市域から排出される木くず及び廃タイヤについては、一般廃棄物の処分に関する通知（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第9号イ）に基づき、次のとおり処理する。

処理対象物	処理業者	搬入先	計画量(t)
木くず	株式会社中野町チップ	中央区伊左地町 3007 番地の 1	50
廃タイヤ	株式会社栄タイヤ	中央区馬郡町 959 番地の 13	1

9 災害時の対応

災害時におけるごみの収集及び処理の体制・方法は「浜松市災害廃棄物処理計画」によるものとする。

10 許可業者・再生利用指定業者

(1) 許可業者一覧

別表1のとおりとする。

(2) 一般廃棄物処理業者の新規許可

本市及び前項の許可業者による一般廃棄物の処理（収集若しくは運搬又は処分）が困難な状況にはないため、法第7条第5項第1号又は法第7条第10項第1号の規定に基づき、一般廃棄物処理業の新規の許可は行わない。ただし、非常災害など特別な事由により一般廃棄物の処理が困難と判断した場合には、この限りではない。

(3) 再生利用指定業者の指定

再生利用指定業者は、別表2のとおりである。なお、省令第2条第2号又は第2条の3第2号の規定に基づく基準等に該当する場合には、新規に再生利用指定業者を指定する。

第3 生活排水処理実施計画

1 生活排水処理形態人口

	処理区域	人口(人)
計画処理区域内人口	市内全域	770,377
水洗化・生活雑排水処理人口		712,038
下水道	西遠処理区(浜松、浜北、天竜、舞阪、雄踏)、中部処理区(浜松)、舘山寺処理区(浜松)、細江処理区(細江)、井伊谷処理区(引佐)、三ヶ日処理区(三ヶ日)、気田処理区(春野)、浦川処理区(佐久間)、佐久間処理区(佐久間)、城西処理区(佐久間、水窪)	616,267
農業集落排水施設	都田地区(浜松)、両島地区(天竜)、落合・石神地区(天竜)、上市場地区(佐久間)	1,660
合併処理浄化槽	市内全域	94,111
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	市内全域	48,925
非水洗化人口(くみ取り等)	市内全域	9,414

2 実施施策

一般廃棄物処理基本計画『生活排水処理基本計画編(改定版)』の基本理念『市民・事業者・市の連携による水環境改善の取組の推進』を実現するために基本方針に基づき、具体的行動を実施する。

基本方針1「水環境改善のための目的意識の向上」

・広報誌やインターネット等を用いた情報発信の実施

毎年実施している水質調査結果等を広報誌やインターネット等で情報発信し、本市の水環境の現状を市民の皆様把握してもらい、水環境改善のための取組について理解と協力を得られるよう取り組む。

基本方針2「生活排水による水環境への負荷低減」

・合併処理浄化槽への設置替えと適正管理

公共下水道事業計画区域外において、合併処理浄化槽の新設及び設置替えを推奨するため、個別訪問を実施し、補助金制度を設け設置替え促進を図る。(計画:設置補助基数260基)

基本方針3「くみ取りし尿及び浄化槽汚泥の安定的な処理体制の継続」

・し尿処理施設の性能水準の確保と安定的な処理

東部衛生工場及び西部衛生工場について、小規模な更新や点検整備等を実施し安定的な処理体制の継続を図る。

し尿処理施設へ搬入されるし尿等の年次計画及び月次計画を作成し、安定した施設運転を実施する。

3 し尿及び浄化槽汚泥収集運搬計画

(1) 収集運搬計画量

廃棄物の種類	計画量(kL)
し尿	5,312
浄化槽汚泥	107,815
合計	113,127

(2) 収集地域等

し尿、浄化槽汚泥の収集運搬は、処理区ごとに下表のとおり行う。

・収集運搬を行う者は全て許可業者である。

収集区域	収集運搬を行う者	搬入先
中央区・浜名区 (旧浜松地域)	一般財団法人浜松市清掃公社	東部衛生工場
		西部衛生工場
中央区(舞阪・雄踏地域)	株式会社ハマエイ	西部衛生工場
浜名区(細江地域)	有限会社西遠デトリー	西部衛生工場
浜名区(引佐地域)	東名興産株式会社	西部衛生工場
浜名区(三ヶ日東部地域)	東名興産株式会社	西部衛生工場
浜名区(三ヶ日西部地域)	有限会社明治商会	西部衛生工場
浜名区(旧浜北区の区域に限る) ※各業者別指定地区	株式会社ハマエイ	東部衛生工場
	株式会社ハマセイ東海	
天竜区	株式会社ハマエイ	東部衛生工場

4 し尿及び浄化槽汚泥中間処理計画

(1) し尿処理施設

施設名	所在地	処理能力(kL/日)
東部衛生工場	中央区豊町 6441	200
西部衛生工場	中央区伊左地町 1570-2	200

(2) 施設ごとの搬入量内訳及び処理方法

施設名	計画搬入量 (kL)			場外搬出量 (t)		処理方法
	し尿	浄化槽汚泥	計			
東部衛生工場	2,717	55,152	57,869	乾燥汚泥	345	農地還元
				し渣灰	14	埋立
				沈砂	45	埋立
				脱水汚泥, し渣	1	焼却
西部衛生工場	2,595	52,663	55,258	沈砂	82	埋立
				し渣	29	溶融
合計	5,312	107,815	113,127			

5 北遠地域貯留槽の使用

北遠地域貯留槽は、下表のとおりである。これら貯留槽は東部衛生工場の保管場所の一部とし、一般廃棄物収集運搬業の積替え保管には該当しない。また、貯留槽を使用した者は、搬入分を貯留槽から東部衛生工場へ運搬する。

貯留槽	所在地	収集地域	運搬先
佐久間貯留槽	天竜区佐久間町中部 12-4	天竜区佐久間町	東部衛生工場
水窪貯留槽	天竜区水窪町地頭方 63-4	天竜区水窪町	
春野貯留槽	天竜区春野町宮川 986-4	天竜区春野町	
龍山貯留槽	天竜区龍山町戸倉 67-1	天竜区龍山町	

6 し尿処理施設における処理不適物

し尿処理施設で処理できない処理不適物は、次のとおりとし、し尿処理施設では受入れしない。

処理不適物	状 態
油脂分を含むもの	合併浄化槽等に油脂分が入り、ラード状等にかたまったもので、処理施設に搬入された場合、正常な運転を妨げる恐れがあるもの
高濃度の汚泥	浄化槽や農業集落排水施設等において、不適切な維持管理等により高濃度に濃縮された汚泥で、処理施設に搬入された場合、正常な運転を妨げる恐れがあるもの
砂・砂利分を多く含むもの	砂・砂利分が槽の底に多量に堆積しているもので、処理施設に搬入された場合、正常な運転を妨げる恐れがあるもの
し尿以外に異物を多く含むもの	し尿中に異物が多く確認され、処理施設に搬入された場合、正常な運転を妨げる恐れがあるもの
その他処理に著しい支障を及ぼすと認められるもの	

7 許可業者

別表 1 のとおりとする。

【別表1】許可業者一覧（令和7年4月1日現在）

許可 番号	許可業者名	所在地	取り扱う一般 廃棄物の種類	収集を行うことのできる区域
1	株式会社 三共	浜松市中央区田尻町203番地の1	ごみ	中央区（舞阪町舞阪、舞阪町長十新田、舞阪町浜田、舞阪町弁天島、雄踏町宇布見、雄踏町山崎、雄踏一丁目、雄踏二丁目の区域を除く。） 浜名区（引佐町、神宮寺町、細江町、三ヶ日町の区域を除く。） 天竜区
2	株式会社 ミダックライナー	浜松市中央区有玉南町2163番地	ごみ	中央区 浜名区（引佐町、神宮寺町、細江町、三ヶ日町の区域を除く。） 天竜区
3	有限会社 浜松ダスト清掃社	浜松市中央区西浅田一丁目6番17号	ごみ	中央区（舞阪町舞阪、舞阪町長十新田、舞阪町浜田、舞阪町弁天島、雄踏町宇布見、雄踏町山崎、雄踏一丁目、雄踏二丁目の区域を除く。） 浜名区（都田町、鷺沢町、滝沢町、新都田一丁目から五丁目までの区域に限る。）
4	有限会社 北部清掃	浜松市中央区元浜町317番地の1	ごみ	中央区（舞阪町舞阪、舞阪町長十新田、舞阪町浜田、舞阪町弁天島、雄踏町宇布見、雄踏町山崎、雄踏一丁目、雄踏二丁目の区域を除く。） 浜名区（引佐町、神宮寺町、細江町、三ヶ日町の区域を除く。）
5	有限会社 田中商店	浜松市中央区西塚町313番地の4	ごみ	中央区（舞阪町舞阪、舞阪町長十新田、舞阪町浜田、舞阪町弁天島、雄踏町宇布見、雄踏町山崎、雄踏一丁目、雄踏二丁目の区域を除く。） 浜名区（都田町、鷺沢町、滝沢町、新都田一丁目から五丁目までの区域に限る。）
6	有限会社 久野商店	浜松市中央区兎野町219番地	ごみ	中央区（舞阪町舞阪、舞阪町長十新田、舞阪町浜田、舞阪町弁天島、雄踏町宇布見、雄踏町山崎、雄踏一丁目、雄踏二丁目の区域を除く。） 浜名区（都田町、鷺沢町、滝沢町、新都田一丁目から五丁目までの区域に限る。）
8	有限会社 クリーン東海	浜松市中央区和合町369番地の1	ごみ	中央区（舞阪町舞阪、舞阪町長十新田、舞阪町浜田、舞阪町弁天島、雄踏町宇布見、雄踏町山崎、雄踏一丁目、雄踏二丁目の区域を除く。） 浜名区（都田町、鷺沢町、滝沢町、新都田一丁目から五丁目までの区域に限る。）
9	有限会社 ECOランナー	浜松市中央区三方原町1460番地の4	ごみ	中央区（舞阪町舞阪、舞阪町長十新田、舞阪町浜田、舞阪町弁天島、雄踏町宇布見、雄踏町山崎、雄踏一丁目、雄踏二丁目の区域を除く。） 浜名区（都田町、鷺沢町、滝沢町、新都田一丁目から五丁目までの区域に限る。）
10	エス・ライナー 株式会社	浜松市中央区市野町550番地の2	ごみ	中央区（舞阪町舞阪、舞阪町長十新田、舞阪町浜田、舞阪町弁天島、雄踏町宇布見、雄踏町山崎、雄踏一丁目、雄踏二丁目の区域を除く。） 浜名区（都田町、鷺沢町、滝沢町、新都田一丁目から五丁目までの区域に限る。）
11	有限会社 田畑商店	浜松市中央区神田町1330番地	ごみ	中央区（舞阪町舞阪、舞阪町長十新田、舞阪町浜田、舞阪町弁天島、雄踏町宇布見、雄踏町山崎、雄踏一丁目、雄踏二丁目の区域を除く。） 浜名区（都田町、鷺沢町、滝沢町、新都田一丁目から五丁目までの区域に限る。）
12	株式会社 大洋サービス	浜松市中央区篠原町9254番地の2	ごみ	中央区（舞阪町舞阪、舞阪町長十新田、舞阪町浜田、舞阪町弁天島、雄踏町宇布見、雄踏町山崎、雄踏一丁目、雄踏二丁目の区域を除く。） 浜名区（都田町、鷺沢町、滝沢町、新都田一丁目から五丁目までの区域に限る。）
13	株式会社 山本エコロジーサービス	浜松市中央区神田町758番地	ごみ	中央区（舞阪町舞阪、舞阪町長十新田、舞阪町浜田、舞阪町弁天島、雄踏町宇布見、雄踏町山崎、雄踏一丁目、雄踏二丁目の区域を除く。） 浜名区（都田町、鷺沢町、滝沢町、新都田一丁目から五丁目までの区域に限る。）
14	有限会社 クリーンサービス岩田	浜松市中央区高丘東二丁目5番12号	ごみ	中央区（舞阪町舞阪、舞阪町長十新田、舞阪町浜田、舞阪町弁天島、雄踏町宇布見、雄踏町山崎、雄踏一丁目、雄踏二丁目の区域を除く。） 浜名区（都田町、鷺沢町、滝沢町、新都田一丁目から五丁目までの区域に限る。）
15	株式会社 ミダックこなん	浜松市中央区馬郡町902番地の1	ごみ	中央区（舞阪町舞阪、舞阪町長十新田、舞阪町浜田、舞阪町弁天島、雄踏町宇布見、雄踏町山崎、雄踏一丁目、雄踏二丁目の区域を除く。） 浜名区（都田町、鷺沢町、滝沢町、新都田一丁目から五丁目までの区域に限る。）
16	有限会社 オカダ商店	浜松市中央区楊子町1121番地の8	ごみ	中央区（舞阪町舞阪、舞阪町長十新田、舞阪町浜田、舞阪町弁天島、雄踏町宇布見、雄踏町山崎、雄踏一丁目、雄踏二丁目の区域を除く。） 浜名区（都田町、鷺沢町、滝沢町、新都田一丁目から五丁目までの区域に限る。）
17	株式会社 岩田商店	浜松市中央区神田町1488番地	ごみ	中央区（舞阪町舞阪、舞阪町長十新田、舞阪町浜田、舞阪町弁天島、雄踏町宇布見、雄踏町山崎、雄踏一丁目、雄踏二丁目の区域を除く。） 浜名区（都田町、鷺沢町、滝沢町、新都田一丁目から五丁目までの区域に限る。）
18	株式会社 山ス鈴木商店	浜松市中央区寺島町25番地	ごみ	中央区（舞阪町舞阪、舞阪町長十新田、舞阪町浜田、舞阪町弁天島、雄踏町宇布見、雄踏町山崎、雄踏一丁目、雄踏二丁目の区域を除く。） 浜名区（都田町、鷺沢町、滝沢町、新都田一丁目から五丁目までの区域に限る。）

許可 番号	許可業者名	所在地	取り扱う一般 廃棄物の種類	収集を行うことのできる区域
19	株式会社 紙資源リサイクルセンター	富士市蓼原110番地	ごみ	中央区（舞阪町舞阪、舞阪町長十新田、舞阪町浜田、舞阪町弁天島、雄踏町宇布見、雄踏町山崎、雄踏一丁目、雄踏二丁目の区域を除く。） 浜名区（都田町、鷺沢町、滝沢町、新都田一丁目から五丁目までの区域に限る。）
20	株式会社 細田佳平商店	浜松市中央区元浜町34番地の3-504号	ごみ	中央区（舞阪町舞阪、舞阪町長十新田、舞阪町浜田、舞阪町弁天島、雄踏町宇布見、雄踏町山崎、雄踏一丁目、雄踏二丁目の区域を除く。） 浜名区（都田町、鷺沢町、滝沢町、新都田一丁目から五丁目までの区域に限る。）
21	株式会社 エス・ティ産業	浜松市中央区馬郡町1850番地の16	ごみ	中央区（舞阪町舞阪、舞阪町長十新田、舞阪町浜田、舞阪町弁天島、雄踏町宇布見、雄踏町山崎、雄踏一丁目、雄踏二丁目の区域を除く。） 浜名区（都田町、鷺沢町、滝沢町、新都田一丁目から五丁目までの区域に限る。）
22	環境保全 株式会社	湖西市新居町中之郷1771番地	ごみ	中央区（舞阪町舞阪、舞阪町長十新田、舞阪町浜田、舞阪町弁天島、雄踏町宇布見、雄踏町山崎、雄踏一丁目、雄踏二丁目の区域を除く。） 浜名区（都田町、鷺沢町、滝沢町、新都田一丁目から五丁目までの区域に限る。）
23	合資会社 小坂商店	浜松市中央区西浅田一丁目8番20号	ごみ	中央区（舞阪町舞阪、舞阪町長十新田、舞阪町浜田、舞阪町弁天島、雄踏町宇布見、雄踏町山崎、雄踏一丁目、雄踏二丁目の区域を除く。） 浜名区（都田町、鷺沢町、滝沢町、新都田一丁目から五丁目までの区域に限る。）
24	丸九環境整備 有限会社	浜松市中央区瓜内町241番地	ごみ	中央区（舞阪町舞阪、舞阪町長十新田、舞阪町浜田、舞阪町弁天島、雄踏町宇布見、雄踏町山崎、雄踏一丁目、雄踏二丁目の区域を除く。） 浜名区（都田町、鷺沢町、滝沢町、新都田一丁目から五丁目までの区域に限る。）
25	株式会社 ミダック	浜松市中央区有玉南町2163番地	ごみ	中央区（舞阪町舞阪、舞阪町長十新田、舞阪町浜田、舞阪町弁天島、雄踏町宇布見、雄踏町山崎、雄踏一丁目、雄踏二丁目の区域を除く。） 浜名区（都田町、鷺沢町、滝沢町、新都田一丁目から五丁目までの区域に限る。）
27	株式会社 タマヤ	浜松市中央区鶴見町2500番地の3	ごみ	中央区（舞阪町舞阪、舞阪町長十新田、舞阪町浜田、舞阪町弁天島、雄踏町宇布見、雄踏町山崎、雄踏一丁目、雄踏二丁目の区域を除く。） 浜名区（都田町、鷺沢町、滝沢町、新都田一丁目から五丁目までの区域に限る。）
28	株式会社 MSKレックス	浜松市中央区和光町508番地の2	ごみ	中央区（舞阪町舞阪、舞阪町長十新田、舞阪町浜田、舞阪町弁天島、雄踏町宇布見、雄踏町山崎、雄踏一丁目、雄踏二丁目の区域を除く。） 浜名区（都田町、鷺沢町、滝沢町、新都田一丁目から五丁目までの区域に限る。）
29	有限会社 西遠防疫社	浜松市中央区鴨江二丁目9番5号	ごみ	中央区（舞阪町舞阪、舞阪町長十新田、舞阪町浜田、舞阪町弁天島、雄踏町宇布見、雄踏町山崎、雄踏一丁目、雄踏二丁目の区域を除く。） 浜名区（都田町、鷺沢町、滝沢町、新都田一丁目から五丁目までの区域に限る。）
30	株式会社 美興	浜松市中央区高丘東一丁目5番19号	ごみ	中央区（舞阪町舞阪、舞阪町長十新田、舞阪町浜田、舞阪町弁天島、雄踏町宇布見、雄踏町山崎、雄踏一丁目、雄踏二丁目の区域を除く。） 浜名区（都田町、鷺沢町、滝沢町、新都田一丁目から五丁目までの区域に限る。）
31	丸友開発 株式会社	浜松市中央区東若林町568番地の2	ごみ	中央区（舞阪町舞阪、舞阪町長十新田、舞阪町浜田、舞阪町弁天島、雄踏町宇布見、雄踏町山崎、雄踏一丁目、雄踏二丁目の区域を除く。） 浜名区（都田町、鷺沢町、滝沢町、新都田一丁目から五丁目までの区域に限る。）
32	有限会社 常光商会	浜松市中央区鶴見町398番地の1	ごみ	中央区（舞阪町舞阪、舞阪町長十新田、舞阪町浜田、舞阪町弁天島、雄踏町宇布見、雄踏町山崎、雄踏一丁目、雄踏二丁目の区域を除く。） 浜名区（都田町、鷺沢町、滝沢町、新都田一丁目から五丁目までの区域に限る。）
33	株式会社 リサイクルクリーン	浜松市天竜区二俣町二俣41番地	ごみ	中央区（舞阪町舞阪、舞阪町長十新田、舞阪町浜田、舞阪町弁天島、雄踏町宇布見、雄踏町山崎、雄踏一丁目、雄踏二丁目の区域を除く。） 浜名区（引佐町、神宮寺町、細江町、三ヶ日町の区域を除く。） 天竜区
34	有限会社 内藤クリエーション	浜松市中央区海老塚町829番地の2	ごみ	中央区（舞阪町舞阪、舞阪町長十新田、舞阪町浜田、舞阪町弁天島、雄踏町宇布見、雄踏町山崎、雄踏一丁目、雄踏二丁目の区域を除く。） 浜名区（都田町、鷺沢町、滝沢町、新都田一丁目から五丁目までの区域に限る。）
36	株式会社 クリーン浜松	浜松市中央区貴平町617番地の3	ごみ	中央区（舞阪町舞阪、舞阪町長十新田、舞阪町浜田、舞阪町弁天島、雄踏町宇布見、雄踏町山崎、雄踏一丁目、雄踏二丁目の区域を除く。） 浜名区（都田町、鷺沢町、滝沢町、新都田一丁目から五丁目までの区域に限る。）
37	有限会社 山田組	浜松市中央区上浅田二丁目5番21号	ごみ	中央区（舞阪町舞阪、舞阪町長十新田、舞阪町浜田、舞阪町弁天島、雄踏町宇布見、雄踏町山崎、雄踏一丁目、雄踏二丁目の区域を除く。） 浜名区（都田町、鷺沢町、滝沢町、新都田一丁目から五丁目までの区域に限る。）
38	株式会社 アーシス	浜松市中央区坪井町1559番地の26	ごみ	中央区 浜名区（都田町、鷺沢町、滝沢町、新都田一丁目から五丁目までの区域に限る。）

許可 番号	許可業者名	所在地	取り扱う一般 廃棄物の種類	収集を行うことのできる区域
39	有限会社 佐藤産業	浜松市中央区松島町393番地の2	ごみ	中央区（舞阪町舞阪、舞阪町長十新田、舞阪町浜田、舞阪町弁天島、雄踏町宇布見、雄踏町山崎、雄踏一丁目、雄踏二丁目の区域を除く。） 浜名区（都田町、鷺沢町、滝沢町、新都田一丁目から五丁目までの区域に限る。）
42	夏目 成隆（夏目飼料）	浜松市中央区佐浜町147番地	ごみ（魚アラに限る。）	浜松市内全域
43	富士勝飼料 株式会社	浜松市中央区三方原町2142番地の5	ごみ（魚アラに限る。）	浜松市内全域
44	一般財団法人 浜松市清掃公社	浜松市中央区花川町114番地	し尿及び浄化槽汚泥	中央区（舞阪町舞阪、舞阪町長十新田、舞阪町浜田、舞阪町弁天島、雄踏町宇布見、雄踏町山崎、雄踏一丁目、雄踏二丁目の区域を除く。） 浜名区（都田町、鷺沢町、滝沢町、新都田一丁目から五丁目までの区域に限る。）
45	有限会社 大野商会	浜松市浜名区高薮267番地の1	ごみ	浜名区（旧浜北区の区域に限る。）
46	鶴山 豊（山三紙業・金属）	浜松市浜名区西中瀬二丁目5番6号	ごみ	浜名区（旧浜北区の区域に限る。）
48	有限会社 松浦商店	浜松市浜名区小松3400番地	ごみ	浜名区（旧浜北区の区域に限る。）
50	株式会社 戸田工業	浜松市浜名区寺島3195番地の1	ごみ	浜名区（旧浜北区の区域に限る。）
51	有限会社 K a m i y a R. C	浜松市浜名区根堅2475番地の3	ごみ	浜名区（旧浜北区の区域に限る。）
52	株式会社 ハマセイ東海	浜松市浜名区新原2068番地の1	し尿及び浄化槽汚泥	浜名区（旧浜北区の区域に限る。ただし、し尿は西美菌、高畑、東美菌、本沢合、道本、沼、貴布祢、小林、八幡、平口本村、平口姥ヶ谷、内野台一丁目から四丁目、上島、赤佐全域、新原下善、新原東原の区域に限る。）
55	株式会社 テクノ環境	浜松市天竜区二俣町二俣2212番地	ごみ	天竜区
60	株式会社 ハマエイ	浜松市浜名区平口5261番地の3	し尿及び浄化槽汚泥	中央区（舞阪町舞阪、舞阪町長十新田、舞阪町浜田、舞阪町弁天島、雄踏町宇布見、雄踏町山崎、雄踏一丁目、雄踏二丁目の区域に限る。） 浜名区（旧浜北区の区域に限る。ただし、し尿は寺島、中条、横須賀、油一色、善地、竜南、高薮、新堀、永島、上善地、小松、内野、染地台一丁目から六丁目、平口法師軒、平口新田、中瀬、宮口、新原本村、大平、堀谷、灰木の区域に限る。） 天竜区
61	有限会社 浜名クリー	浜松市中央区雄踏町宇布見6622番地の6	ごみ	中央区（舞阪町舞阪、舞阪町長十新田、舞阪町浜田、舞阪町弁天島、雄踏町宇布見、雄踏町山崎、雄踏一丁目、雄踏二丁目の区域に限る。）
62	中村金属興業 株式会社	浜松市中央区桜台一丁目4番1号	ごみ	中央区（舞阪町舞阪、舞阪町長十新田、舞阪町浜田、舞阪町弁天島、雄踏町宇布見、雄踏町山崎、雄踏一丁目、雄踏二丁目の区域に限る。）
63	有限会社 西遠デトリー	浜松市浜名区細江町気賀1846番地	ごみ、し尿及び浄化槽汚泥	ごみは浜名区（引佐町、神宮寺町、細江町、三ヶ日町の区域に限る。） し尿、浄化槽汚泥は浜名区（細江町の区域に限る。）
64	有限会社 金子商店	浜松市浜名区細江町気賀180番地の2	ごみ	浜名区（引佐町、神宮寺町、細江町、三ヶ日町の区域に限る。）
65	東名興産 株式会社	浜松市浜名区引佐町金指748番地	ごみ、し尿及び浄化槽汚泥	ごみは浜名区（引佐町、神宮寺町、細江町、三ヶ日町の区域に限る。） し尿、浄化槽汚泥は浜名区（引佐町、神宮寺町、三ヶ日町（東部）の区域に限る。）
67	有限会社 明治商会	浜松市浜名区三ヶ日町津々崎592番地の1	ごみ、し尿及び浄化槽汚泥	ごみは浜名区（引佐町、神宮寺町、細江町、三ヶ日町の区域に限る。） し尿、浄化槽汚泥は浜名区（三ヶ日町（西部）の区域に限る。）
75	株式会社 美濃ラボ	岐阜県海津市平田町今尾1195番地の1	ごみ（実験動物の死体及び糞・マットに限る。）	浜松市内全域

【別表2】再生利用指定業者一覧(令和7年4月1日現在)

指定 番号	指定業者名	事業所所在地	事業の範囲		取り扱う一般廃棄物の種類
			収集 運搬	処分	
4	株式会社 中野町チップ	本社工場:浜松市中央区伊左地町3007番地の1		○	木質系ごみ 繊維系ごみ(天然素材の量に限る。)
		浜北工場:浜松市浜名区竜南518番地の1		○	木質系ごみ
7	阿多古建設事業 協同組合	浜松市天竜区両島873番1	○	○	草木類
9	幸和工業 株式会社	浜松市中央区三幸町272番地	○	○	草木類
10	有限会社 大善産業	浜松市中央区庄内町1182番地の5	○	○	木質系ごみ 草木類
13	浜松環境維持管理 株式会社	浜松市中央区佐浜町5366番地の1	○	○	草木類
14	有限会社 グリーンロード浜松	浜松市浜名区引佐町西久留女木371番地	○	○	草木類
15	有限会社 コスモグリーン庭好	浜松市中央区馬郡町756番1	○	○	草木類
16	株式会社 シーテック	静岡県榛原郡川根本町千頭816番1	○		草木類
18	株式会社 ミダック	浜松市中央区有玉南町2163番地	○	○	動植物性残さ、紙くず、 廃プラスチック (生分解性プラスチックに限る。)